

## 「NO！スポハラ」活動関係標章の使用に関する規程

### (趣旨)

第1条 本規程は、公益財団法人日本スポーツ協会(以下「本会」という。)、公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本パラスポーツ協会、公益財団法人日本中学校体育連盟、公益財団法人全国高等学校体育連盟、一般社団法人大学スポーツ協会の6団体(以下「主催6団体」という。)が主催となり実施する「NO！スポハラ」活動に関する標章(以下「標章」という。)の使用の際に必要な事項を定めるものである。

### (定義)

第2条 本規程において「標章」とは、本会が作成し、主催6団体によって構成する「NO！スポハラ」活動実行委員会(以下「実行委員会」という。)において承認された次に掲げるものをいう。

- (1) 「NO！スポハラ」マーク(図形)
- (2) 「NO！スポハラ」及びこの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの
- (3) 「NO！スポハラ」を含む結合語又は造語
- (4) 新たに制定するマーク、文字、マスコット類
- (5) その他(1)から(4)に挙げた標章と社会通念上同一と認められるもの

### (標章使用の原則)

第3条 標章の使用を希望する者は、非営利を目的として使用する場合(本会がそれに準ずると認める場合も含む)を除き、使用申請書(別紙様式1)を本会に提出し、その承認を得るものとする。

2. 本会は、前項の申請を受けた際、申請の内容が次の各号のいずれにも該当しないと認められる場合は、有償による標章の使用を承認することができるものとする。

- (1) 主催6団体のいずれも又はいずれかの品位を傷つけ、又は傷つける恐れのあるとき。
- (2) 本会の求める使用方法に従わないとき。
- (3) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用する恐れのあるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れのあるとき。
- (5) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与える恐れのあるとき。
- (6) 使用目的が明らかでないとき。
- (7) その他、本会が標章の使用について不相当と認めるとき。

3. 前項により使用の承認を受けた者は、使用料を本会に納入しなければならない。

4. 標章使用料の算出基準は、承認物件ごとに本会が定めるものとする。

5. 本会は、本条に係る諸手続きについて、その取扱い業務を第三者に委託することができるものとする。

### (使用上の遵守事項)

第4条 標章を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 別添の「NO！スポハラ」関係標章デザインガイドラインに基づき、当該標章を正しく表示すること。
- (2) 前条に基づき承認を得た者は、本会が承認した用途にのみ使用し、本会の指示する使用条件に従うこと。
- (3) 主催6団体のいずれも又はいずれかの品位を傷つけ、又は傷つける恐れのある行為をしないこと。

いこと。

- (4) 本会の求める使用方法に従うこと。
- (5) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用する恐れのある行為をしないこと。
- (6) 法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れのある行為をしないこと。
- (7) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与える恐れのある行為をしないこと。

#### (承認内容の変更)

第5条 第3条に基づき使用の承認を受けた者が、当該承認内容について変更しようとする場合は、変更申請書(様式2)を本会にあらかじめ提出し、その承認を得なければならない。

2. 本会は、前項に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査する。
3. 本会は、当該変更が適当と認められる場合、その変更を承認する。

#### (承認内容の取消)

第6条 本会は、標章の使用が本規程及び承認内容に違反していると認められる場合は、使用条件を変更し、又は使用承認を取り消すことができる。

2. 本会は、前項の規定により承認を取り消された者に対し、当該承認に係る標章の使用停止を求める等適切な措置をとることができる。
3. 本会は、承認を得ずに標章を使用している者又は使用しようとしている者に対して、その標章の使用停止及び使用に係る物の回収を求める等適切な措置をとることができる。
4. 取消し等に伴う費用は使用者の負担とする。

#### (損失補償等の責任)

第7条 本会は、標章の使用を原因とする事故及び標章の使用に係る損失補償等に対しては、一切の責任を負わない。

#### (本規程の改廃)

第8条 本規程の改廃は、「NO! スポハラ」活動実行委員会の承認を受けて行う。ただし、実行委員会が解散した場合は、本会が指定する会議体が実行委員会に代わるものとする。

#### (附則)

1. 本規程は令和5年9月12日より施行する。